

改正

令和5年6月30日告示第101号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付要綱

八幡平市移住促進空き家改修補助金交付要綱(令和3年八幡平市告示第43号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この要綱は、若者及び移住者の定住支援と空き家の有効活用を促進するため、空き家の取得及び改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則(平成17年八幡平市規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 八幡平市空き家バンク実施要綱(平成30年八幡平市告示第168号。以下「要綱」という。)第2条第1号に規定する空き家であって、要綱第3条第2項の規定により空き家バンク台帳に登録されたものをいう。ただし、店舗、事務所等を併用しているものを除く。
- (2) 空き家の取得 空き家を購入し、所有権を移転又は保存する登記(同居する者との共有名義を含む。)を行うことをいう。
- (3) 空き家の改修 修繕、補修、模様替え等の機能維持又は機能向上のために行う工事をいう。
- (4) 若者 補助金の交付を申請する日において、39歳以下の申請者をいう。
- (5) 移住者 補助金の交付を申請する日において、現に県外に住民登録がある者又は県外から市に転入して1年を経過しない者をいう。
- (6) 子育て世帯 補助金の交付を申請する日において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、医師により妊娠の確認を受けているものに限る。)の属する世帯をいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 若者又は移住者のうち、自らの居住の用に供するため空き家を取得し、又は改修する者であって、空き家の取得及び改修を完了した日から起算して3年以上継続して本市に住民登録する意思があるもの
- (2) 補助金の交付を申請する日において、市税を滞納していない者
- (3) 補助金の交付対象となる空き家の取得及び改修に対して県又は市による同様の給付を受けていない者

(補助金交付の制限)

**第4条** この要綱による空き家の取得及び空き家の改修に係る補助金の交付は、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付対象経費)

**第5条** 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 空き家の購入費(土地の購入費を除く。)
- (2) 空き家を改修する場合の工事請負費
- (3) 補助金の交付を申請する者が自ら空き家を改修する場合に要する資材の購入費

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、空き家の取得及び改修に係る経費のそれぞれ2分の1に相当する額以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額をそれぞれ上限とする。

補助金交付の対象	1件当たりの補助上限額
第5条第1号で示す経費	300,000円
第5条第2号及び第3号で示す経費	400,000円

2 交付対象者が子育て世帯である場合は、前項で規定する上限額に20万円を加算するものとする。ただし、空き家の取得及び改修のいずれも実施する場合は、その一方のみに加算するものとする。

(提出書類及び提出期日)

**第7条** 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

2 市長は、別表に掲げる書類以外の書類であっても必要と認めるときは、補助事業者に提出させることができる。

(立入検査等)

**第8条** 市長は、補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告させ、又は担当職員に取得した空き家等に立ち入り、帳簿書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還)

**第9条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全額を返還させることができるものとする。ただし、災害等により市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助事業者が補助事業を完了した日から起算して3年未満に住居登録を異動したとき。
- (3) 補助事業者が補助事業を完了した日から起算して3年未満に自らの居住の用以外に空き家を使用したと認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第101号抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第3条の規定による書類	1 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 売買契約書の写し（取得の場合） 5 改修費用の明細書又は見積書の写し（改修の場合） 6 改修の内容が分かる図面又は施工箇所の見取図の写し（改修の場合） 7 住民票の写し 8 母子健康手帳の写し（子育て世帯のうち妊婦の属する世帯場合）	様式第1号  様式第2号  様式第3号	空き家の取得後1月以内（取得の場合）  工事着手の1月前（改修の場合）
規則第5条第1項第2号から第4号までの規定により承認を受ける場合の書類	1 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 売買契約書の写し（購入額変更の場合） 5 工事変更見積書の写し（改修の金額、内容又は期間が変更となる場合） 6 工事変更設計図又は変更後の完成予定図（改修の金額、内容又は期間が変更となる場合）	様式第4号  様式第2号  様式第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から起算して7日以内
規則第7条第1項の規定による書類	八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請取下書	様式第5号	補助金の交付決定通知を受領した日から起算して7日以内

規則第12条の規定による書類	1 八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金実績報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書又は振込受付書等の写し 5 着手前及び完了後がわかる改修の写真(改修の場合) 6 空き家及び敷地の登記事項証明書(取得の場合) 7 住民票の写し	様式第6号  様式第2号 様式第3号	補助事業が完了した日から起算して14日以内
規則第14条第1項の規定による書類	八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付請求書	様式第7号	補助金額が確定した日から起算して14日以内

八幡平市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請書

年度において標記補助金の交付を受けたいので、八幡平市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 売買契約書の写し（取得の場合）
- (4) 改修費用の明細書又は見積書の写し（改修の場合）
- (5) 改修の内容が分かる図面又は施工箇所の見取図の写し（改修の場合）
- (6) 住民票の写し
- (7) 母子健康手帳の写し（子育て世帯のうち妊婦の属する世帯の場合）

## 事業計画（実績）書

## 1 期間

年 月 日	～	年 月 日
項目		日付
不動産売買契約締結日		年 月 日
登記（予定）日		年 月 日
改修着手（予定）日		年 月 日
改修完了（予定）日		年 月 日

## 2 事業内容（該当する項目に✓を付けてください）

区分	内容
<input type="checkbox"/> 空き家の取得	空き家を購入し、所有権を移転又は保存する登記（同居する者との共有名義を含む。）を行うこと。
<input type="checkbox"/> 空き家の改修	修繕、補修、模様替え等の機能維持又は機能向上のために行う工事

収支予算 (決算) 書

1 収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

2 支出

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

八幡平市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、八幡平市補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

2 変更（中止、廃止）の理由

3 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 売買契約書の写し（購入額変更の場合）
- (4) 工事変更見積書の写し（改修の金額、内容、期間が変更となる場合）
- (5) 工事変更設計図又は変更後の完成予定図  
（改修の金額、内容、期間が変更となる場合）

注 関係書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

八幡平市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付申請取下書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知  
があった標記補助金について、八幡平市補助金等交付規則第7条第1項の規定によ  
り、次のとおり取り下げます。

取下げの理由

八幡平市長 様

住 所

氏 名

電話番号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金実績報告書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業が完了したので、八幡平市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 領収書又は振込受付書等の写し
- (4) 着手前及び完了後がわかる改修の写真（改修の場合）
- (5) 空き家及び敷地の登記事項証明書（取得の場合）
- (6) 住民票の写し

八幡平市長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊞  
電話番号

八幡平市若者・移住者空き家住まい支援補助金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業が完了したので、八幡平市補助金等交付規則第14条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 補助金交付請求額 円
- 補助金交付決定額 円
- 前回までの受領済額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座・( )		